

報第2号

上告受理の申立てについて

特に緊急を要したため、平成21年5月7日に次のように上告受理の申立てをしたので、報告するとともに、承認を求める。

平成21年5月15日提出

京都市長 門川大作

--	--

事件の種類	住民訴訟に係る弁護士報酬の支払の請求
	<p>相手方は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）による改正前の地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき住民訴訟を提起し、一部勝訴したため、同条第7項の規定により、本市に対し、当該住民訴訟に係る弁護士報酬相当額としての193,539,907円及び遅延損害金の支払</p>

事件の内容

を求める訴えを提起した。これに対し、本市は、当該住民訴訟に係る弁護士報酬相当額は、1,903,650円を上回らないと主張した。

第1審である京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、30,000,000円及び遅延損害金の支払を命じた。本市及び相手方は、当該判決を不服として控訴した。

これについて、控訴審である大阪高等裁判所は、本市の請求を棄却するとともに、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、50,000,000円及び遅延損害金の支払を命じた。

そこで、控訴審判決並びに第1審判決のうち本市に対し1,903,650円及びその部分に係る遅延損害金を超える額の支払を求める部分の破棄を求めるため、最高裁判所に上告受理の申立てをしたものである。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。